

木津川市条例第7号

当尾地域の観光資源を活用した地域力活性化検討委員会条例

(設置)

第1条 木津川市加茂町当尾地域において、ウォーキング等を活用した観光振興を図り、地域住民と一体となった地域力の活性化を促進する取組を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、当尾地域の観光資源を活用した地域力活性化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 地域力の活性化事業に関する調査及び審議を行うこと。
- (2) 前号の活性化事業に関して、市長に提言すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

- 2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者及び組織団体（以下「団体」という。）のうちから、市長が任命又は委嘱する。
- (1) 地域住民の代表者
 - (2) 公募により選出された者
 - (3) 識見を有する者
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由が生じた場合は、委員を解任又はその委嘱を解くことができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認められるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、観光担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(会議の特例)

- 2 第5条第3項の規定にかかわらず、会長が選出されるまでの間、第7条の庶務を処理する担当課長がその職務を代理する。

(失効)

- 3 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。